

香川県共同募金会助成ガイドライン

香川県共同募金会の共同募金の助成事業に関して適切かつ効果的な運用を図るため、次のとおりガイドラインを定める。

1 助成原則

- (1) 申請事業実施に際しての費用の不足を補うための助成であることを前提に、主体性と責任をもって事業実施がされるよう、被助成者の自己負担を原則とする。
- (2) 費用対効果を考慮した事業内容であり、助成事業の実施効果が相当程度見込まれること。
- (3) 共同募金からの助成事業であること及び事業の実施効果を、広く県民に周知することが必要である。
- (4) 共同募金を多くの事業者の利用を図るために、同一事業に対する助成は、最長5年間を原則とする。

2 助成対象

(1) 対象事業

社会福祉事業（社会福祉法）及び更生保護事業（更生保護事業法）その他の社会福祉を目的とする事業（社会福祉法）

☆社会福祉事業

第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業

☆更生保護事業

継続保護事業、一時保護事業、連絡助成事業

☆その他の社会福祉を目的とする事業

- ①「福祉サービスの利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する」（社会福祉法第3条）ための事業
- ②「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」（社会福祉法第4条）するための事業

次表に示すとおり、社会福祉を目的とする事業に加えて、保健・医療・教育・まちづくり・環境などに関わる事業であっても、福祉のはざまにある社会福祉に関する活動に該当する場合は助成対象となる。

具体的には、自殺防止、犯罪被害者支援、難病患者支援、地域環境美化、ホームレス支援、地域防犯、文化伝承活動、社会的孤立防止など社会的課題の解決のための活動。

社会福祉に関する活動 ↑・・・福祉のはざま・・・↓

社会福祉を目的とする事業

- ・実施主体に制限はない（NPO・ボランティア団体含む）
- ・届出等の必要もない

社会福祉事業

- ・社会福祉法人の設立の目的となる
 - ・知事の指導監督を受ける
 - ・税制上の優遇措置対象
 - ・実施主体に制限
- 第1種：国、地方公共団体、社会福祉法人
第2種：制限はないが、届出が必要

(2) 見直し後の助成の枠組の考え方

①地域福祉支援事業（広域助成）

地域福祉格差の是正を図る観点から、地域的助成財源で対応できない課題を解決するための事業を広域的助成財源から支援を行うもの。

○想定される事業

- ・地域福祉の機動力を確保するための事業
- ・市町の区域を越えて実施される地域福祉事業

②地域福祉推進事業（地域助成）

地域福祉活動計画等に基づき、市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動費

○想定される事業

- ・在宅独居（寝たきり）老人援助活動（見守り・食事・入浴・洗濯サービス等）
- ・在宅障害者援護活動
- ・福祉マップ・要援護者リスト作成
- ・子育て支援事業
- ・民間保育所支援事業

③小地域福祉活動事業（地域助成）

地域福祉活動計画等に基づいて、地区社会福祉協議会や自治会等地域コミュニティ組織等が行う小地域での福祉推進のための活動費。

○想定される事業

- ・子どもの遊び場遊具整備
- ・子どもの見守り
- ・子育て支援
- ・高齢者・障害者支援（見守り・食事等各種サービスの提供）
- ・サロン運営
- ・地域環境美化

④地域福祉活動支援事業（地域助成）

地域福祉を目的として、市町の区域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの活動費

○想定される事業

- ・ひきこもり支援
- ・子育て支援
- ・施設入所者訪問
- ・食生活改善

3 対象経費

(1) 原則として、申請事業を実施するのに必要な経費を助成対象とし、団体の維持・運営のための経費は対象としない。

(2) 行政が設置した施設については、建物及び設備（備品）への助成は対象から除外する。

また、行政による補助金等が支出されている活動については、単純に補助金等の有無で共同募金の助成の可否を考えるのではなく、その活動が本来行政責任において行われるべきか否か、地域の民間活動として共同募金の助成に相応しいか否かにより判断を行う。

(3) 第三者への助成のみを目的とする事業は、原則として助成の対象としない。

ただし、小規模事業（事業費5万円以内）に対して社会福祉協議会が行う助成事業であって審査委員会の議を経て会長が認めた場合はこの限りでない。この場合、助成金の財源が共同募金であることの周知が特に必要である。

4 助成率

(1) 広域助成については、助成の枠組ごとに県共同募金会で定める。ただし、特別な事情により基準に抛りがたいときは、配分委員会の議を経て会長の承認を得なければならない。

- (2) 地域助成については、被助成団体等の一部自己負担を原則として、各共同募金委員会において、地域福祉事業の規模・内容・効果等を勘案し定める。ただし、特別な事情により、やむを得ないものと審査委員会の議を経て会長が認めた場合はこの限りでない。

5 助成限度額

- (1) 広域助成については、助成の枠組ごとに県共同募金会で定める。ただし、社会福祉協議会の事業や大規模事業等特別な事情がある場合には、事業の規模・内容・効果等について、配分委員会の議を経て会長の承認を得なければならない。
- (2) 地域助成については、全体的な財源の状況や地域福祉事業の規模・内容・効果等を勘案し、各共同募金委員会において基準を定める。ただし、特別な事情により基準に抛りがたいときは、審査委員会の議を経て会長の承認を得なければならない。

6 助成期間

同一事業について最長3年間を原則とするが、広域助成については配分委員会、地域助成については審査委員会の議を経て会長の承認が得られた場合は、この限りでない。

(実施時期)

平成24年度募金にかかる助成から実施する。